令和6年度 厚生労働省セミナー

2024年11月21日

## 第6回 テレワーク実施時の労務管理上の留意 ~DX時代の働き方と労務管理~

社会保険労務士法人NSR ワークエンゲージメント推進室CWO 社会保険労務士 武田かおり (テレワーク社労士・ハラスメントゼロ社労士)

Copyright© 2024 NSR All Rights Reserved

#### 【目次】厚生労働省テレワークセミナー 第6回

#### テレワーク実施時の労務管理上の留意点

~DX時代の働き方と労務管理~

- 1. DX時代のワークスタイル
- 2. デジタル化推進とテレワーク
- 3. テレワークガイドライン
- 4. 労働安全衛生と労働災害補償 (情報機器ガイドラインなど)
- 5. 人事評価と費用負担
- 6. 労働時間制度の活用
- 7. 労働時間管理の工夫
- 8. 育児・介護休業法の改正とテレワーク
- 9. Appendix(お役立ち情報)

Copyright© 2024 NSR All Rights Reserved

#### テレワーク社労士 武田かおり プロフィール 🖞

#### 社会保険労務士法人NSIR



ワークエンゲージメント推進室 CWO **武田かおり** デレワーク社労士 ハラスメントゼ で社労士

社会保険労務士 総務省地域情報化アドバイザー、テレワークマネージャー一般社団法人日本テレワーク協会 客員研究員 日本テレワーク学会学会員 ハラスメント相談員

2008年~ テレワーク専門相談員就任 2016年~ 社会保険労務士法人NSRの役員就任 2019年~(一社) 日本テレワーク協会 客員研究員就任 2020年 令和2年度厚生労働省事業 大阪テレワーク相談センター受託運営

2008年テレワーク専門相談員就任後、「テレワーク社労士」として、厚生労働省・総務省事業等政府事業主催セミナー他、企業団体向けセミナー講演500件以上登壇、テレワーク導入支援・相談1000件以上対応。自治体、経団連主催の働き方改革イベント・動画、NHK (Eテレ)等出演。育児介護、ハラスメント、コミュニケーション相談・研修など、気持ちよく働ける職場環境実現のサポートを致しております。

#### <テレワーク関係著書・執筆・動画>

2009年 社団法人全国労働基準関係団体連合会 「在宅勤務ー導入のポイントと企業例」共著 2016年 労働新聞「テレワーク導入最前線」(全24回)連載 2018年 日経ムック『実践! テレワークで「働き方改革」」監修 2018年 同友館「地域とヒトを活かすテレワーク」共著 2018年 日本法令「テレワーク導入・運用の教科書」共著 2019年 内閣府「カエル! ジャパン通信Vol.136コラム」執筆 2020年 明南経営「LCG人事労務管理WEBカレッジ」 2020年 日経文庫「いまさら聞けないテレワークの常識」

他、新聞·雑誌·TV出演多数。





**MAA** 

Copyright© 2024 NSR All Rights Reserved

#### 社会保険労務士法人NSRとテレワーク

□設立:1993年4月1日 現法人組織変更:2003年4月1日

□代表社員:中島康之 社員(役員)武田かおり

□2000年(平成12年)に一般社団法人日本テレワーク協会へ賛助会員として入会

□「厚生労働省 令和2年度大阪テレワーク相談センター事業」を受託・運営





000

NOD All Dights December

## 1. DX時代のワークスタイル

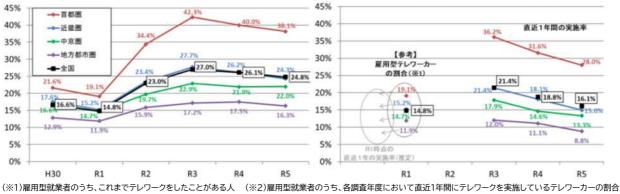
Copyright© 2024 NSR All Rights Reserved

#### 1-1.テレワーク実施状況の変化

- ■雇用型就業者のテレワーカー(雇用型テレワーカー)(※1)の割合は、全国で24.8%(1.3ポイント減)
- ■全国的に減少傾向だが、コロナ禍以前よりは高い水準を維持。
- ■特に首都圏では、R4年度よりも1.9ポイント減少となったものの約4割の水準を維持している。
- ■コロナ禍以降の<u>直近1年間のテレワーク実施率</u>(※2)は、全国どの地域においても減少傾向であったが、 <mark>コロナ流行前よりは高水準</mark>であると推測される。



#### 直近1年間のテレワーク実施率



Copyright© 2024 NSR All Rights Reserved

出所:国土交通省「令和5年度テレワーク人口実態調査-調査結果(概要)」令和6年3月

#### 1-2.テレワーク実施希望頻度と現状の実施頻度

- ■継続意向のある雇用型テレワーカーの実施希望頻度は、現状よりも高い。
- ■継続意向のある雇用型テレワーカーの実施希望頻度は週5日が最も多く、次いで週2日、週1日が高い。 半数以上が週3日以上を希望。
- ■7割以上は週1以上の出社と組み合わせたハイブリットワークを希望

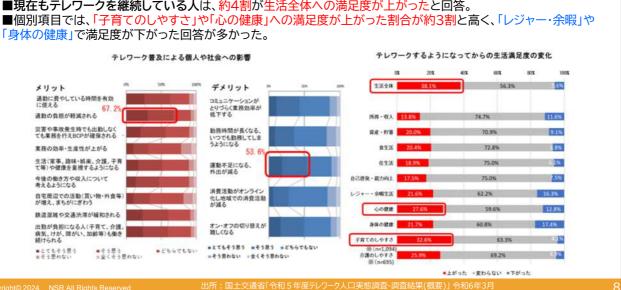
継続意向のある雇用型テレワーカーの実施希望頻度と現状の実施頻度(n=6.447)



※新型コロナウイルス感染症5類移行後(令和5年5月8日~)のテレワーク実施頻度

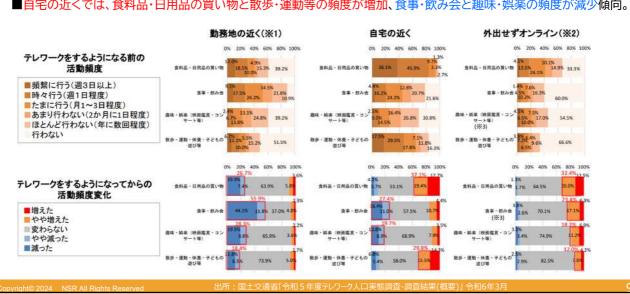
## 1-3.テレワークがもたらす生活満足度への影響

- ■テレワーク普及によるメリットは、「通勤の負担が軽減される」といった声が多く、デメリットは、「運動不足になる、 外出が減る」という声が多くみられた。
- ■現在もテレワークを継続している人は、約4割が生活全体への満足度が上がったと回答。
- ■個別項目では、「子育てのしやすさ」や「心の健康」への満足度が上がった割合が約3割と高く、「レジャー・余暇」や



#### 1-4.場所別の活動頻度とテレワークによる変化(全体)

- ■現在もテレワークを継続している人は、テレワークをするようになってからは、勤務先の近くでの活動頻度が減少し、 オンラインではすべての活動頻度が増加傾向。(※4)
- ■自宅の近くでは、食料品・日用品の買い物と散歩・運動等の頻度が増加、食事・飲み会と趣味・娯楽の頻度が減少傾向。



#### 多様で柔軟な働き方に関する先進的な取組とその効果 1-5

■「場所にとらわれない働き方」と「社内外の副業/兼業」についての取組が最多。 その他、「転勤制度の廃止」や「休日/休暇制度の柔軟化」により、 「離職率減少/従業員満足度向上」「業務効率化/総労働時間の減少」等に効果あり。

#### ヒアリング調査対象企業における具体的な取組内容

企業名(業種)	転動制度 の廃止/ 縮小等	退職者の 就業継続 支援	場所にと らわれな い働き方	社内外の 副業/ 兼業	休日/ 休暇制度 の柔軟化	その他
(株) アイシン						0
伊藤忠テクノソリューションズ(株)	0	0				
(株) OKUTA		0				
カゴメ (株)	0					
(株) スープストックトーキョー	0			0		0
住友生命保険(相)	0	0				
(株) ソニックガーデン			0			
(株) ディー・エヌ・エー	-		0	0		0
パナソニック ホールディングス(株)	0					ì
ロート製薬(株)		0				

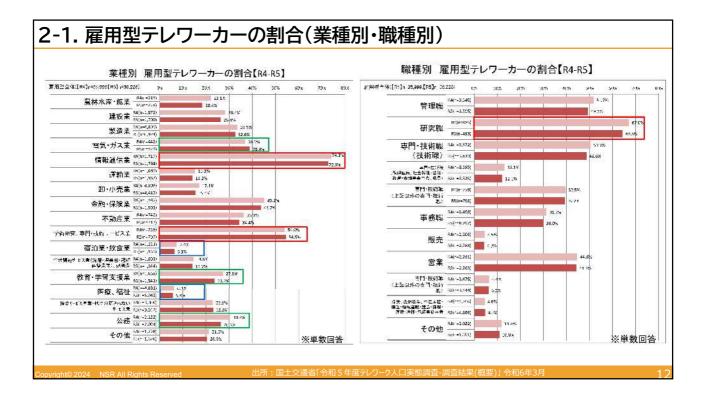
取組による効果
---------

業績 アップ	採用応募 者数の 増加	離職率 減少/ 従業員満足 度向上	業務効率化 /総労働時 間の減少	経費の節減
		0	0	
			0	į.
		0	0	0
		0	0	
		0	0	
		0	0	
		0	0	
		0		
			0	
		0		

## 2. デジタル化推進とテレワーク

Copyright© 2024 NSR All Rights Reserved

- 1



#### 2-2. テレワークの対象業務選定時の留意点

テレワークガイドライン

性格上テレワークを実施することが難しい業種・職種があると考えられる











なと

#### エッセンシャルワーカーなどが従事する業務



個別の業務によっ ては実施できる場 合がある



仕事内容の本質的な 見直しを行うことが 有用な場合がある

テレワークに向かないと安易に結論づけるのではなく、管理職側の意識 を変えることや、業務遂行の方法の見直しを検討することが望ましい。 ※オフィスに出勤する労働者のみに業務が偏らないよう、留意することが必要である。

Copyright© 2024 NSR All Rights Reserved

出所:厚生労働省「テレワークの適切な導入及び実施の推進のためのガイドライン」を編集

10

#### 2-3. まずは業務の棚卸し→遂行の方法の見直しを

管理職側の意識を変えることや、業務遂行の 方法の見直しを検討(テレワークガイドライン)

#### 業務の棚卸し

図業務にかかる時間

☑必要な書類・データ

図コミュニケーション量

図セキュリティリスク

図必要なITツール

#### 現状で実施できる 業務

- ・入力の業務
- ・データの修正・加工
- ・資料の作成
- ・企画、立案など 思考する業務



実施できる業務から 取り組む

#### 現在の業務

いまは実施できない業務

・資料の電子化により 可能な業務 (例)紙媒体の帳票を 扱う業務

・コミュニケーション環 境整備によりできる ようになる業務 (例)会議、打合せ、社



## 当面は実施できない業務

・物理的な操作を必要 とするオペレーション 業務

(例)工作機械の操作等





AIやIOTの発展により 可能な業務も増加

opyright© 2024 NSR All Rights Reserved

出所:厚生労働省「テレワークではじめる働き方改革」を引用し編集

#### 2-4. 現場のある業種・職種における業務の棚卸し

先ずは今すぐできる 業務からスタート!

#### ①現状で実施できる 業務

#### 現場以外での マネジメント業務

- ·研修、自己啓発
- ·会議<sub>(※)</sub>
- ・スケジュール共有(※)
- ·面談(※)
- ・情報共有(※)など

※Web会議やチャット等活用可能な場合

②現状では実施

現在の業務

#### できない業務 現場での

## マネジメント業務

- ・紙媒体の業務
- ・シフト作成
- ・人件費、原価管理
- ·発注、在庫管理
- ·人材育成
- 接客(オーダー、支払いなど)

③当面は 実施できない業務

### 現場での

オペレーション業務

- ·接客<sub>(※)</sub>
- ・調理
- ・仕込み
- ・掃除
- ・什入れなど

飲食業の場

#### 2-5. 現状で実施できる業務や部門からスタート

業務の見直し・点検















接客業のテレワーク

#### 管理部門への導入

テレワークを実施することが難しい業種であっても、 管理部門がある企業は、管理部門のみテレワークは 実施可能と考えられる。

ITスキル

従業員の理解

## 導入が難しい部門の対応

経営者・部門長の理解を得ることが必須。

代償措置(代替措置)の検討

- (例)週休3日制
- (例)時差出勤制度
- (例)時効消滅年次休暇

## 2-6. テレワークしにくい業種業態(工場や現場等)のテレワーク

テレワークしにくい社員にも配慮…

週休3日制 の検討

将来的には 希望者全員が利用できる 制度を目指す

危険手当 出勤手当など

特別休暇 の検討

IT訓練、その他業務に必 要な、教育・自己啓発の機 会を設ける

テレワーク希望の際、部署 異動等により利用の可能 性を提示

スライド 時差出勤

現場のある部署の者は テレワー ク利用不可能と決めつけない

社員全員集える場づくり お互いがリスペクトし合える関係 感謝の気持ちを言葉で伝える

【NSR提案】月に1日の「半休+半テレ」で誰でもテレワーク!

#### 【NSR提案】月に1回の「半休+半テレ」で誰でもテレワーク! 2-7

有休消化の促進

業務に集中できる

ワークライフバランス

## 午前中「半日有給休暇」



## 午後「テレワーク」

## 自由時間

〇子供のPTA行事

○地域の自治会行事

○役所や行政の手続 など

半日程度で済む用事がある日







- ○3~4時間の仕事であれば、 パソコンを使わない仕事で ₺OK!!
- ●マニュアルなどを読む時間
- ●出張報告書の作成する時間
- ●行事の企画を考える時間
- ●イラスト、POP作り
- ●メール、電話営業





- 家族との時間
- 自分の趣味の時間
- ●自己啓発の時間



報告書



#### 「半休+半テレ」で年休5日の取得義務達成! 2-8. 月に1回の

2019年4月より大企業・中小企業において、年次有給休暇の付与が10日以上ある従業員について 「年5日」の取得義務があります。

違反した場合は「30万円以下の罰金」(一人一罰)

月に1回「半休+半テレ」を実施

半休

半テレ

🗶 12か月 〓 6日

年休5日の取 得義務達成

#### ※半日単位の年休取得について

年次有給休暇は日単位で取得することが原則ですが、労働者が希望し、使用者が同意した場合であれ ば、労使協定が締結されていない場合でも、日単位取得の阻害とならない範囲で半日単位で与えるこ とが可能です。出典:(厚生労働省)「改正労働基準法のあらまし」(h21.10)

#### (規定例)

- 〇年次有給休暇は、午前(始業時刻から休憩時間の開始時刻まで)、午後(休憩時間の終了時刻から終業時刻まで) を半日を単位として与えることができる。この場合、2単位をもって1日とみなす。
- ○半日単位年休の回数は1年間(4月1日基準日の者については4月から1年間)について●回を上限とする

#### 「半休+半テレ」で選ばれる会社になる! 2-9.

製造業



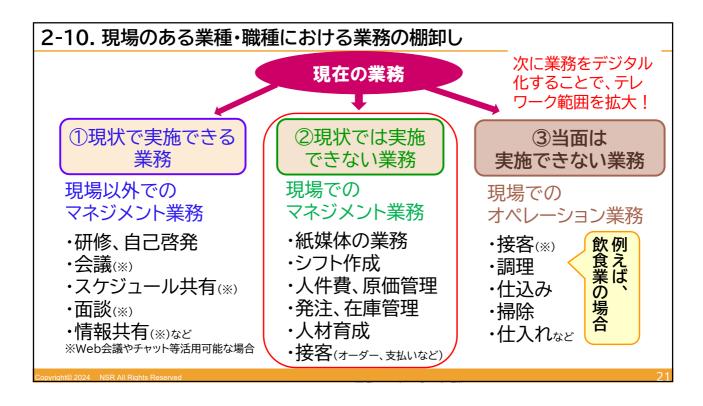
①年次有給休暇の取得促進!

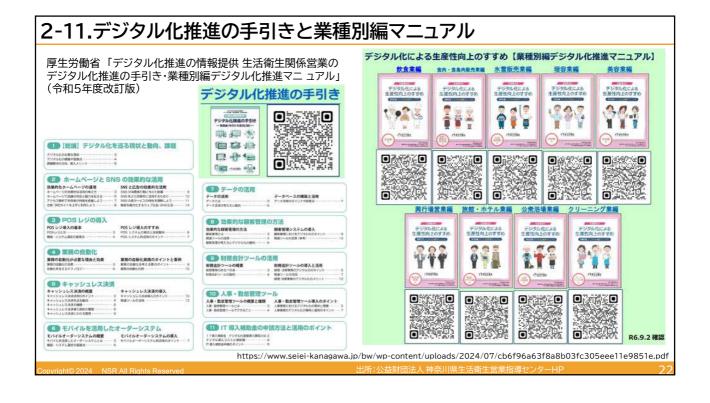


- ②テレワークし難い業種、業務でも実現可能!
- ③災害やパンデミックなど、BCP対策としてすぐに対応可!
  - ④他のテレワーカーへの理解が深まり、不公平感を緩和!

⑤「全員テレワークできる会社」でイメージアップ!







#### 2-12.建設業のDX事例:株式会社斉藤総業(千葉県舟橋市:12名)

#### 取組1

勤怠管理クラウドの導入で残業時間の「見える化」 専用アプリを入れたスマホを従業員に支給。出退勤 時はアプリを使って申請、直行直帰を可能にした。 時間外労働が月10時間を超えそうになるとアラート で通知する機能も活用。





#### 取組2

休みを重視した「月1日の有給休暇取得」と「年間休日カレンダー」 有給休暇の取得は労働者の権利という意識をもたせる。 月に1日も取っていないとアラート通知が届く。 事業年度が始まる前に年間の休日を設定。休み以外の日で仕事を組む。

#### 取組3

毎週木曜の工程会議で仕事の割り振りを調整

従業員が集まる週1回の工程会議で工事の進捗や予定を報告し共有。 残業をしなくて済むように仕事量を社長が調整する。 会議で発言しやすい雰囲気が働きやすい環境をつくる。

Copyright© 2024 NSR All Rights Reserved

出所:厚生労働書「建設業・ドライバー・医師の時間外労働の上限規制 特設サイト」より引用し編集

2:

#### 2-13.運送業のDX事例:菱木運送株式会社(千葉県八街市:41名)

システムにより会社ドライバーの法令遵守をサポート



改善基準告示の内容は複雑で、遵守の為の指導は、運行管理者、ドライバー双方のストレスとなり持続可能とは言えない。そこで、スマートフォンをもとに構築したシステム(乗務員時計)により、改善基準告示を遵守するために必要な時間情報を自動的に算出し、ドライバーと運行管理者にリアルタイムに提供。



乗務員時計の時間情報は「カウントダウン方式」による残余時間表示を採用。たとえドライバーが改善基準告示を理解していなくても、"自己管理"により改善基準告示を遵守できるのも大きなポイントの一つである。

一般的な運行管理では、運行終了後でなければ拘束時間や休息・休息運転時間がわからない。しかし、このシステムでは休憩時間残余や運転時間残余が運行中でも表示され、警告も出る。従って、ドライバーにとって便利なだけでなく、管理者にとっても非常に効率的な管理が可能となるシステムである。

「指導」ではなく、遵守を「サポート」するシステムで、スマホアブリにより、時計で時間を確認するようにシステムが知らせる時間情報をもとに運行できる。 そのため、ドライバーにとって運転に集中できる環境となり事故発生率も大幅に減少し、自動車保険の割引率はMAX75%で継続5年目を迎えている。

## 3. テレワークガイドライン

Copyright© 2024 NSR All Rights Reserved

25

#### 3-1. テレワークの労務管理とテレワークガイドライン(テレワークガイトラインテレワークの適切な) ■テレワークガイドラインにおける (参考)改定ガイドラインの目次 (3) 業務の性質等に基づく労働時間制度 「テレワーク」とは、 1 趣旨 7 テレワークにおける労働時間管理の工夫 動者が情報通信技術を利用して (1) テレワークにおける労働時間管理の考え方 2 テレワークの形態 行う事業場外勤務 3 テレワークの導入に際しての留意点 (2) テレワークにおける労働時間の把握 (1) テレワークの推進に当たって (3) 労働時間制度ごとの留意点 ◇テレワークガイドラインパンフレット https://www.mhlw.go.jp/con tent/tw\_guideline.pdf (2) テレワークの対象業務 (4) テレワークに特有の事象の取扱い TO COMPANY (3) テレワークの対象者等 ア中抜け時間 (4) 導入に当たっての望ましい取組 適切な導入及び イ勤務時間の一部についてテレワークを 令和3年 4 労務管理上の留意点 行う際の移動時間 ガイドライン 3月25日 (1) テレワークにおける人事評価制度 ウ休憩時間の取扱い 改定 (2) テレワークに要する費用負担の取扱い 工時間外・休日労働の労働時間管理 (3) テレワーク状況下における人材育成 才長時間労働対策 ■労働基準関係法令の適用 (4) テレワークを効果的に実施するための 8 テレワークにおける安全衛生の確保 人材育成 (1) 安全衛生関係法令の適用 労働基準法上の労働者について 5 テレワークのルールの策定と周知 (2) 自宅等でテレワークを行う際の は、テレワークを行う場合も、以 (1) 労働基準関係法令の適用 メンタルヘルス対策の留意点 下のような労働基準関係法令が (2) 就業規則の整備 (3) 自宅等でテレワークを行う際の <u>適用</u>されます (3) 労働条件の明示 作業環境整備の留意点 労働基準法(昭和22年法律第49号) (4) 労働条件の変更 (4) 事業者が実施すべき管理に関する事項 6 様々な労働時間制度の活用 9 テレワークにおける労働災害の補償 最低賃金法(昭和34年法律第137号) (1) 労働基準法に定められた様々な労働時間制度 10 テレワークの際のハラスメントへの対応 労働安全衛生法(昭和47年法律第57号) (2) 労働時間の柔軟な取扱い 11 テレワークの際のセキュリティへの対応 勞働者災害補價保険法(昭和22年法律第50号)

#### 3-2. テレワークの定義と形態

■テレワークとは ※テレワーク:「tele=離れたところで」と「work=働く」をあわせた造語

「情報通信技術(ICT)を活用した、時間や場所を有効に活用できる柔軟な働き方」

■テレワークの形態

サードワークプレイス(オフィスや自宅以外の場所)

働く場所による区分 →

就業形態による区分 「労働者性」に注

雇用型 テレワーク

自営型 テレワーク



サテライトオフィス勤務



モバイル勤務





■使用者は労働契約を締結する際、 労働者に対し、就業の場所に関する 事項を明示すること(労働基準法第15条)

(労働契約法(平成19年法律第128号)第8条~第11条)

労働者に対し雇い入れ直後からテレワークを行わせることが通常想定 される場合は、自宅やサテライトオフィスなど、テレワークを行う場所 を明示する必要がある。

就労の開始後にテレワークを行わせることを予定している場合には、 就業の場所としてテレワークを行う場所を<u>明示することが望ましい</u>

#### 3-3 テレワークと就業規則

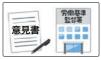
テレワークを円滑に実施するためには、使用者は労使で協議して策定したテレワークのルールを就業規則に定め 労働者に適切に周知すること望ましい



労使で協議して策定し たテレワークのルール







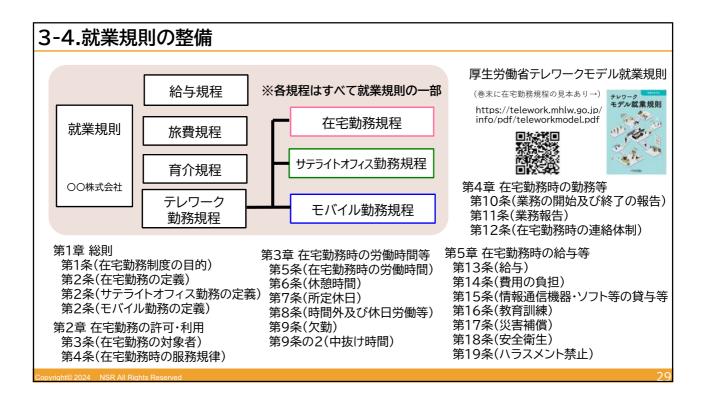






「働く場所が変わるだけ」であれば、既存の就業規則のままでテレワークは可能...

項目	就業規則の変更が必要な場合の例
服務規律·懲戒	・資料の取り扱いや、漏場防止のための情報管理方法を追加・変更する場合
労働時間	・フンソフスタイム制がみないが動時間制など、新しい労働時間制度を適用する場合 ・休憩時間を一斉に与えない場合
給与·手当	・通勤手当の支給方法を変更する場合や、在宅勤務手当等を新設する場合 ・人事評価制度の新設・改定を行う場合
費用負担	・パソコンやその問辺機器こついて従業員の私物を使用したり、在宅勤務に伴う通信費や光熱費等を従業員に負担させる場合
その他	・テレワーク勤務時のみ適用されるルールを定める場合



3-	3-5. 就業規則改定及び規程作成における検討事項					
	テレワークの目的	ワークライフバランスの実現、育児・介護・傷病との両立、生産性の向上等				
	対象者	自宅の就業環境、個人的理由(育児・介護・傷病・遠距離)、勤続 年数、等級、業務内容等				
	就業場所	自宅、サテライトオフィス、会社が定める場所、会社が禁止する 場所を列挙する等				
	利用頻度、単位、期間	制限なし、週〇日、月〇日、週〇日以上出社、1日単位、半日単位、災害等による交通障害、感染症の流行等事情や個人的事情、トライアル期間、取り消しルール設定等				
	労働時間制度	通常の労働時間制(始業時間選択の可否)、フレックスタイム制、 裁量労働制等				
	労働時間の把握	クラウド勤怠に打刻、PC起動時間、始業終業メールやチャット、 日報、データ入力、 オンライン常時接続による現認等				
Copyrigh	nt© 2024 NSR All Rights Reserved		30			

## 4. 労働安全衛生と労働災害補償

~情報機器作業における労働衛生管理のためのガイドラインなど~

https://www.mhlw.go.jp/content/000580827.pdf



Copyright© 2024 NSR All Rights Reserved

3

#### 4-1.テレワークにおける安全衛生の確保(チェックリストの活用)

- ・健康相談を行うことが出来る体制の整備(労働安全衛生法第13条の3)
- ・労働者を雇い入れたとき又は作業内容を変更したとき の安全又は衛生のための**教育**(労働安全衛生法第59条)
- ・必要な健康診断とその結果等を受けた措置(労働安全衛生法第66条から第66条の7まで)
- ・過重労働による健康障害を防止するための長時間労働者 に対する医師による面接指導とその結果等を受けた措置(労働安全衛生法等66条の8及び第66条の8)

及び面接指導の適切な実施のための労働時間の状況の把握 (労働安全衛生法第66条の8の3)、

面接指導の適切な実施のための時間外・休日労働時間の算 定と産業医への情報提供

(労働安全衛生規則(昭和47年労働省令第32号)第52条の2)

- ・ストレスチェックとその結果等を受けた措置 (労働安全衛生法第66条の10)
- ・労働者に対する健康教育及び健康相談その他労働者の健康の保持増進を図るために必要な措置 (労働安全衛生法第69条)

「テレワークを行う労働者の安全衛生を確保するためのチェックリスト」

Copyright© 2024 NSR All Rights Reserved

#### 4-2.情報機器ガイドライン(情報機器作業における労働衛生管理のためのガイドライン)

情報機器作業における労働衛生管理のためのガイドライン(情報機器ガイドライン)とは、 事務所において行われる情報機器作業の労働衛生管理についての基準を示したものです

#### 事務所以外の場所で行われる情報機器作業についても、 情報機器ガイドラインに準じた管理をして下さい

#### <情報機器の例>

- デスクトップ型パソコン
- ・ノート型パソコン
- ・タブレット
- ・スマートフォン





・健康管理

#### 情報機器作業とは、

パソコンやタブレット端末等の情報 機器を使用して、データの入力・検 索・照合等、文章・画像等の作成・編 集・修正等、プログラミング、監視等 を行う作業



- ・対象となる作業
- ・作業環境管理
- ・作業管理
- ・配盧事項等

・労働衛生教育

情報機器等及び作業環境の維持管理



4-3. 自宅等でテレワークを行う際の作業環境整備(情報機器ガイドライン) ・作業等を行うのに十分な空間が確保されているか (参考:事務所則第2条) 基発1201第7号 設備の占める容積を除き、 10m3以上の空間とする ・転倒することがないよう整理整頓されているか 令和3年 12 月 1 日

空気の入れ換えを行うこと (窓の開閉や換気設備の活用)

・ディスプレイに太陽光が入 射する場合は、 窓にブライ ンドやカーテンを設けること (参考:事務所則第3条、情報機器作業ガイドライ

机、椅子、PC

・目、肩、腕、腰に負担がかか らないよう、机、椅子や、ディ スプレイ、キーボード、マウス 等を適切に配置し、無理のな い姿勢で作業を行うこと

(参考:情報機器作業ガイドライン)



・安定していて、簡単に移動できる

傾きを調整できる背もたれがある

座面の高さを調整できる

計掛けがある

・作業に支障がない十分な明るさにすること (参考:事務所則第10条、情報機器作業ガイドライン)

机上は照度300ルクス以上とする

- ・輝度やコントラストが調整できる
- ・キーボードとディスプレイは分離して位置を調整できる

・操作しやすいマウスを使う (※)ディスプレイ画面の明るさ、響類及びキーボード面における明るさと周辺の明るさの差はなるべく小さくすること

#### 机.

- 必要なものが配置できる広さがある ・作業中に脚が窮屈でない空間がある
- ・体型に合った高さである、又は高さの調整ができる



・冷房、暖房、通風などを利用し、作業に適 した温度、湿度となるよう、調整をすること

(参考:事務所則第5条、情報機器作業ガイドライン) 室温18℃~28℃ 相対湿度40%~70% を目安とする

#### 4-4. メンタルヘルス対策

ラインによるケアで大切なのは、

管理監督者が「いつもと違う」部下に早く気付くこと。

日頃から部下に関心を持って接しておき、

いつもの行動様式や 人間関係の持

ち方について 知っておく ことが必要。





孤独や不安を感じた際のご相談先





#### 「いつもと違う」部下の様子

- 遅刻、早退、欠勤が増える
- 休みの連絡がない(無断欠勤がある)
- 残業、休日出勤が不釣合いに増える
- 仕事の能率が悪くなる。思考力・判断力が低下する
- 業務の結果がなかなかでてこない
- 報告や相談、職場での会話がなくなる(あるいはその逆)
- 表情に活気がなく、動作にも元気がない(あるいはその逆)
- 不自然な言動が目立つ
- ミスや事故が目立つ
- 服装が乱れたり、衣服が不潔であったりする

https://www.mhlw.go.jp/content/000917259.pdf 目次 はじめに

テレワークにおけるメンタルヘルス対策のための手引き



#### 4-5. テレワークにおける労働災害

テレワーク時であっても

業務遂行性・業務起因性が認められた場合に給付

使用者は、労働時間の把握において、情報通信機器の使用状況 などの客観的な記録や労働者から申告された時間の記録の保 存、災害発生<mark>状況等</mark>を<u>可能な限り記録しておくことを<mark>労働者に</mark></u> 対して周知することが望ましい。





恣意的行為・私的行為によるものは 認められない。

個別の判断は所轄の労働基準監督署が行いますが 具体的に認定されたケースは以下の事例があります。

自宅で所定労働時間にパソコン業務を行っていたが、ト イレに行くため作業場所を離席した後、作業場所に戻り 椅子に座ろうとして転倒した事案。

これは、業務行為に付随する行為に起因して災害が発生 しており、私的行為によるものとも認め られないため、業務災害と認められる。

住居



<u>モバイル勤務・サテライトオフィス勤務時にも労災保険は適用されます</u>。



住居と就業の場所の往復等を合理的な経路及び方法で行うこ と等によって被った傷病等をいい、モバイル勤務や施設利用 型勤務では、通勤災害が認められる場合も考えられます

# 5. テレワークにおける 人事評価と費用負担

Copyright© 2024 NSR All Rights Reserved

3

#### 5-1. テレワークにおける人事評価制度のポイント

■人事評価は、企業が労働者に対してどのような働きを求め、どう処遇に反映するかといった観点から、企業がその手法を工夫して、適切に実施することが基本



ま

L١

適切な評価ではない

上司は、部下に求める内容や水準等をあらかじめ具体的に示しておく

評価対象期間中には、必要に応じてその達成状況について 労使共通の認識を持つための機会を柔軟に設ける

特に行動面や勤務意欲、態度等の情意面を評価する企業は、評価対象となる具体的な行動等の内容や評価の方法をあらかじめ<mark>見える化</mark>し、示すこと



の機会を設ける等の工夫が同時に対する調明者に対する等の工夫が同時に対する調明を表現して適宜な評価を表現して適宜な評価を表現していません。

\*

テレワークを実施している者に対し、時間外や休日のメール等に対応しなかったことを理由として、不利益な人事評価を行うこと



テレワークを実施せずにオフィスで勤務していることを理由に、 オフィスに出勤している労働者を高く評価すること等



訓練等

なお、テレワークを行う場合の評価方法を、オフィス勤務の場合の評価方法と区別する際には、<u>誰もがテレワークを行えるようにすることを妨げないように工夫を行う</u>とともに、あらかじめテレワークを選択しようとする労働者に対して当該取扱いの内容を説明すること

Copyright© 2024 NSR All Rights Reserve

#### 5-2.テレワークに要する費用負担の取扱い

■テレワークを行うことによって<mark>労働者に過度の負担</mark>が生じることは望ましくありません。



- ・労使のどちらがどのように負担するか ・使用者が負担する場合における限度額
- ・労働者が請求する場合の請求方法

あらかじめ労使で十分に話し合い 就業規則に規定しなければならない



■通信費や水道光熱費など、業務使用分とプライペーとの切り分けが困難な費用について

労働基準法 第八十九条五号

就業規則に規定しなければならない。 ①**在宅勤務者に負担**させ 在宅勤務の頻度が高くない場合 ②テレワーク(在宅勤務) 月額3,000~5,000円、 手当を支給する 日額100円~150円が多い ③「実費相当分」を支給す 実際の費用のうち業務に要した

実費の金額を在宅勤務の実態 (勤務時間等)を踏まえて合理 的・客観的に計算し、支給する。

(労基法 第89条の第5項) 渡し切り(実費弁償でない)の場合、 社会保険料や割増賃金の算定基礎となる。

社会保険料や割増賃金の算定基礎でない。

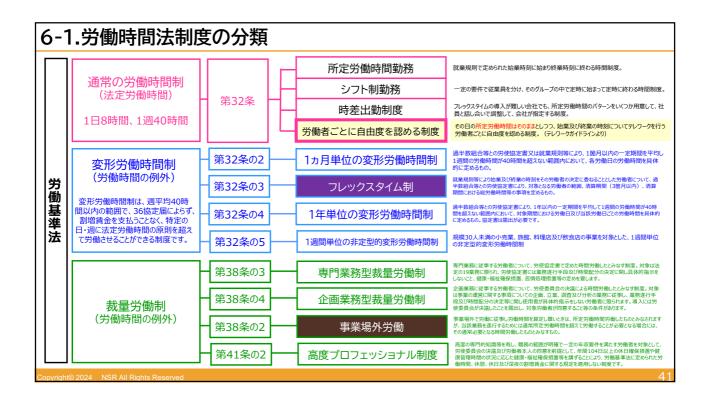
(参考)国税庁「在宅勤務に係る費用負担 等に関するFAQ(源泉所得税関係)」 https://www.nta.go.ip/publication/pamph /pdf/0020012-080.pdf

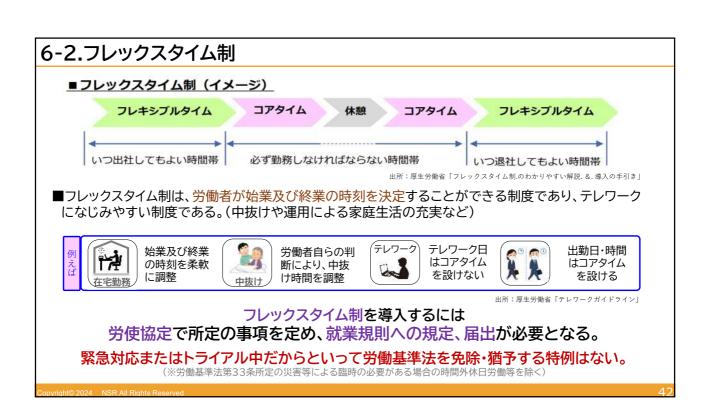


※テレワーク対象者が一時的に出社する際に要する交通費(実費)について

基本的に、当該労働日における労働契約上の労務提供地が、企業であれば通勤交通費(社会保険料等の算定基礎に含める)、 自宅であれば交通費(社会保険料等の算定基礎に含めない)。

## 6. 労働時間制度の活用





#### 6-3.フレックスタイム制度の留意点

#### ( i )就業規則等への規定

#### (ii)労使協定で所定の事項を定めること

■就業規則その他これに準ずるものにより、

第一条 清算期間は1箇月間とし、毎月1日を起算日とする。 ② 清算期間中に労働すべき総労働時間は、154時間とする。

第〇条 標準となる1日の労働時間は、7時間とする。

第〇条 前条に掲げる事項以外については労使で協議する。

始業及び終業の時刻を労働者の決定に委ねる旨を 定める必要があります。

第○条の規定にかかわらず、営業部及び開発部に所属する従業員にフレックスタイム

第0条 (中年になる) ロンシアロッドロット (位置終金) フレックスタイム制が適用される従業員の始業および終果の時刻については、従業員

ては、所属長の承認のないかぎり、所定の労働に従事しなければならない。

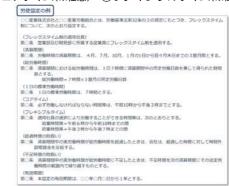
プレックスタイム物が適用される疾業項の関連あると登集項の特別については、従業員 の自主的決定に委ねるものとする。ただし、始業時刻につき従業員の自主的決定に委ね る時間帯は、午前6時から午前10時まで、終業時刻につき従業員の自主的決定に委ね る時間帯は、午後3時から午後7時までの間とする。 ○ 午前10時から午後3時までの間(正午から午後1時までの休憩時間を除く。)につい

■労使協定に制度の基本的枠組みを定める

①対象となる労働者の範囲 ②清算期間

③清算期間における総労働時間 (清算期間における所定労働時間)

⑤コアタイム(※任意) ⑥フレキシブルタイム(※任意)



出所:厚生労働省「フレックスタイム制.のわかりやすい解説. &. 導入の手引き」

(その他)

就業規則の例

(適用労働者の範囲) 第○条 第○条い… 制を適用する。

(清質期間及75総労働時間)

#### 6-4.事業場外みなし労働時間制

■事業場外みなし労働時間制は、労働者が事業場外で業務に従事した場合におい て労働時間を算定することが困難な時に適用される制度



- ① 情報通信機器が、使用者の指示により常時通 信可能な状態におくこととされていないこと
- ② 随時使用者の具体的な指示に基づいて業務を 行っていないこと

使用者の具体的な指揮監督が 及ばないときに活用できる制度

①②をいずれも満たす場合 制度を適用することができる

勤務時間中に、労働者が自分の意思で通信回線自体を切断することができる場合

要件①

勤務時間中は通信回線自体の切断はできず、使用者の指示は情報通信機器を用いて行われるが、労働者が情 報通信機器から自分の意思で離れることができ、応答のタイミングを労働者が判断することができる場合

会社支給の携帯電話等を所持していても、その応答を行うか否か、又は折り返しのタイミングについて労働者に おいて判断できる場合

□ 情報通信機器を労働者が所持していることのみをもって、制度が適用されないことはない。

要件②

使用者の指示が、業務の目的、目標、期限等の基本的事項にとどまり、一日のスケジュール(作業内容とそれを 行う時間等)をあらかじめ決めるなど作業量や作業の時期、方法等を具体的に特定するものではない場合

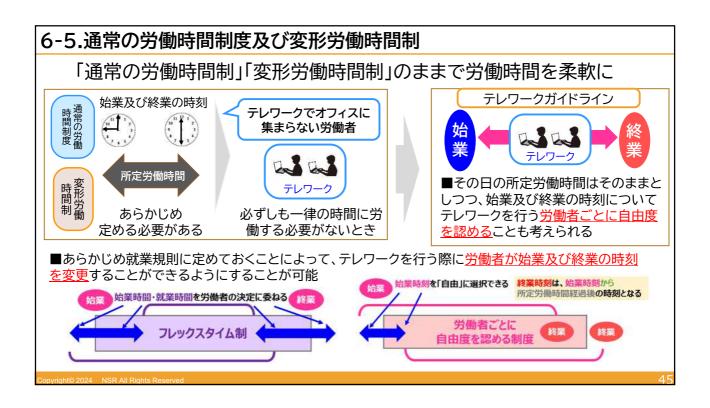
の時期、方法等 を具体的に特 定できると 「みなし労働時 間制」は適用で

作業量や作業

(筆者注)

22

きない



## 7. 労働時間管理の工夫

rright© 2024 NSR All Rights Reserved 4

#### 7-1. 労働時間の把握

「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」(平成29年1月20日策定)

も踏まえた使用者の対応として、 次の方法によることが考えられる。

#### [労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置]

1. 始業・終業時刻の確認・記録

※賃金台帳には、労働者各人別の労働時間数を記入しなければならない 労基法108条、労基法施行規則54条1項5号

使用者は労働時間を適正に把握するため、労働者の<mark>労働日ごとの始業・終業時刻</mark>を確認し、これを<mark>記録</mark>すること

2. 原則的な方法





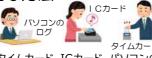
自ら現認すること

①使用者が、

により確認





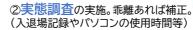




使用時間の記録等の客観的な記 を基礎として確認し、適正に記録

3. やむを得ず自己申告の場合

① ガイドラインの十分な説明



③適正な自己申告を

阻害する措置を設けてはならない

などの措置を講じる必要がある

① 情報通信機器の使用時間の記録等により、労働時間を把握すること

② サテライトオフィスへの入退場の記録等により労働時間を把握すること

#### 7-2. テレワーク時の労働時間把握の方法

#### ■勤怠管理の方法



#### Eメール・チャット

- ·使い慣れている
- ・業務の報告を同時に行いやすい
- ・担当部署も一括で記録を共有できる



#### 電話

- ·使い慣れている
- 時間がかからない
- ・コミュニケーションしやすい



#### 勤怠管理ツール

- ・Eメール通知しなくてよい
- ・大人数を管理しやすい
- ・担当部署も記録を共有できる



#### 勤怠管理システム

(仮想オフィス、グループウエア等) ・個別に報告する手間がかからない \* 客観的な記録を基礎にして確認

8:25にメール等で「今から勤務開始し ます | と送信、またはシステム打刻





始業時刻を8:25と記録した場合

#### 自己申告による把握

8:25にメール等で「8:30~勤務開始し ます」と送信、またはシステム打刻





始業時間を8:30と記録した場合

#### 7-3. 移動時間

■勤務時間の一部でテレワークを行う際の移動時間

労働者による自由利用が保障され ている時間については、休憩時間 として取り扱うことが考えられる。

使用者が労働者に対し就業場所間 の移動を命じ、その間の自由利用 が保障されていない場合の移動時 間は、労働時間に該当する。



#### 7-4. 中抜け時間

テレワークに際しては、一定程度労働者が業務から離れる時間が生じることが考えら れる。このような中抜け時間については、労働基準法上、、使用者は把握することとし ても、把握せずに始業及び終業の時刻のみを把握することとしても、いずれでもよい。

#### 中抜け時間を把握しない場合、

始業・終業時刻の間の時間について、 休憩時間を除き労働時間として取り扱う

#### 中抜け時間を把握する場合、

休憩時間として取り扱い、

①終業時刻を繰り下げたり、②時間単位の 有給休暇(労使協定要)として取り扱う

<働<時間の柔軟性が高い場合の例> ※ワーケーション時にも柔軟に活用

地方でのテノフーク+中抜け/時間単位年休+余暇(+宿泊)

~9:00	9:00	10:00	11:00	12:00	13:00	14:00	15:00	16:00	17:00	18:00	19:00	20:00~
移動		テレワーク	,	昼食		間単位年 地域観光	<b>休</b>	オン ライン 会議	地域	域観光/タ	'食 <b>巡</b>	移動

これらの中抜け時間の取扱いについては、あらかじめ使 用者が就業規則等において定めておくことが重要である。



#### 7-5. 時間単位の年次有給休暇

■時間単位の年次有給休暇制度を導入する場合には、就業規則への記載と労使協定の締結が必要になります。

#### 〈労使協定で定める事項〉

#### ① 時間単位年休の 対象労働者の範囲

対象となる労働者の範囲を定めてください。 一部の者を対象外とする場合には、「事業 の正常な運営を妨げる場合」に限られます。

#### ② 時間単位年休の日数

1年5日以内の範囲で定めてください。

#### ③ 時間単位年休 1日分の時間数

1日分の年次有給休暇が何時間分の時間単位年 休に相当するかを定めて ください。1時間に満 たない端数がある場合は時間単位に切り上げて ください。(例)所定労働時間が1日7時間 30 分の場合は8時間となります。

## ④ 1時間以外の時間を単位として与える場合の時間数

2時間単位など1日の所定労働時間数を上回らない整数の時間単位を定めてください。

※対象者について「育児を行う労働者」など、 取得目的などによって対象範囲を定めることはできません。

出所:厚生労働省「時間単位の年次有給休暇制度を導入しましょう!」

年次有給休暇の時間単位での付与に関する労使協定(例)

○○株式会社と○○労働組合とは、標記に関して次のとおり協定する。 (対象者)

第1条 すべての労働者を対象とする。

(日数の上限)

第2条 年次有給休暇を時間単位で取得することができる日数は5日以内とする。

(1日分の年次有給休暇に相当する時間単位年休)

第3条 年次有給休暇を時間単位で取得する場合は、1日の年次有給休暇に相当する時間数を8時間とする。 (取得単位)

第4条 年次有給休暇を時間単位で取得する場合は、1時間単位で取得するものとする。

〇〇〇〇年〇月〇日

○○株式会社 総務部長 ○○○○ ○○労働組合 執行委員長 ○○○○

※時間単位年休は、年5日の年休取得義務化、計画年休付与のいずれも対象とはなりません。

	年5日の年休取得義務がか	計画年休付与	労使協定の締結
時間単位年休	×(不可)	×(不可)	○(要)
半日単位年休	○(可)	○(可)	×(不要)

- 5

#### 7-6. 長時間労働対策について

■長時間労働等を防ぐ方法

健康障害防止、ワークライフバランスの確保に配慮

#### メール送付の抑制

役職者、上司、同僚、部下から時間外等に メールを送付することを自粛する

#### ※電話等含め、 使用者がルール を設けるなど



#### システムへのアクセス制限

所定外深夜・休日は、事前に許可を得ない限り アクセスできないよう使用者が設定すること ※旧ガイドラインの 「原則禁止等」を変更

#### 時間外・休日・所定外深夜労働についての手続き

通常のオフィス勤務と同様に、労使の合意により、労働可能な時間帯や時間数をあらかじめ使用者が設定。手続等を就業規則に明記、労働者に書面等により明示

その他 **勤務間** インターバル制度 の利用も

#### 長時間労働等を行う者への注意喚起等

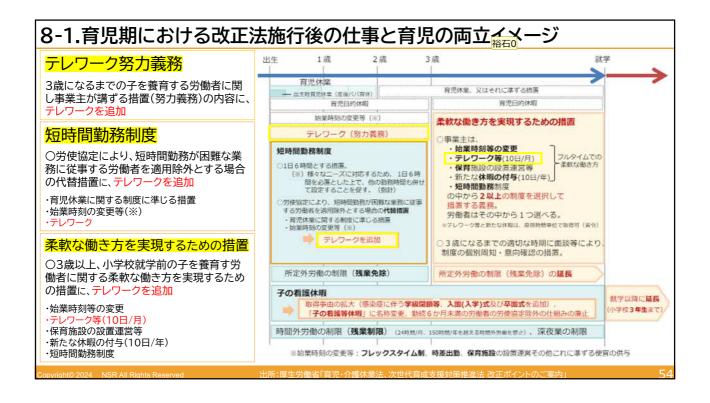
長時間労働等が生じるおそれのある労働者や、休日・深夜労働が生じた労働者に対して、使用者が 注意喚起を行う。労働時間の記録や、労務管理システムから自動で警告を表示する方法など。



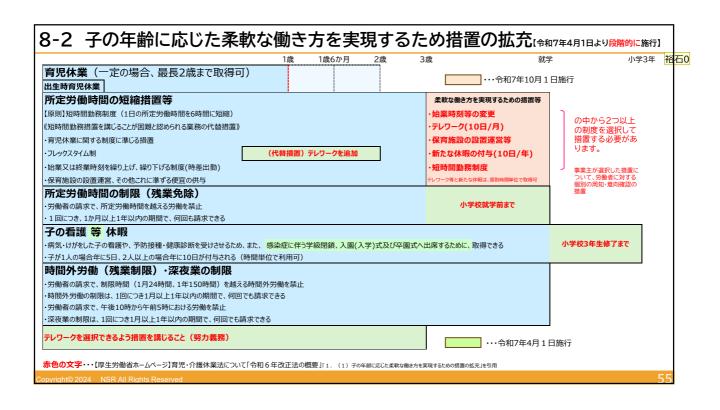
Copyright© 2024 NSR All Rights Reserved

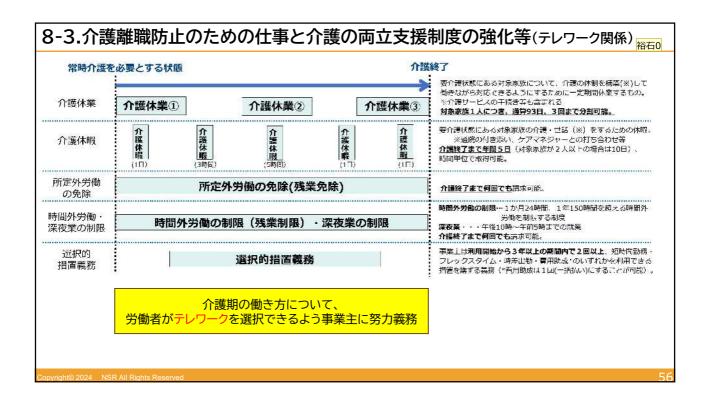
# 8. 育児・介護休業法の改正とテレワーク

Copyright© 2024 NSR All Rights Reserved



裕石0 既存制度を含めた、改正法施行後の両立イメージとして、追記しており ます。 石井 裕崇(ishii-hirotaka), 2024-10-29T05:04:02.101





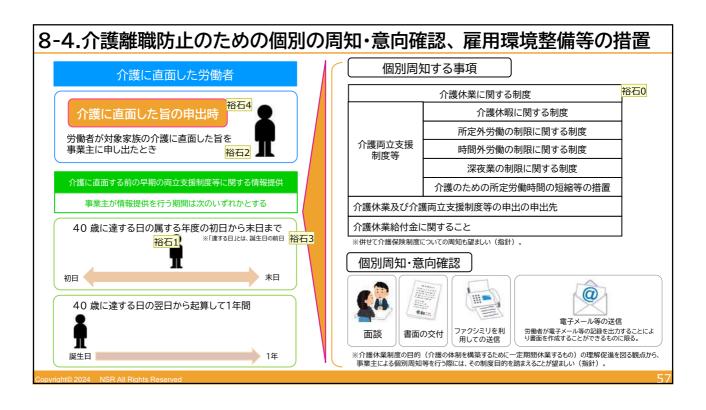
- 裕石0・育休の1歳の線を破線とし、より育休の延長であることがよりわかりやすいように、また、1歳以降のセルの色が10月施行分と似ていたため、修正しております。
  - ・柔軟な働き方を実現するための措置等の「2以上」は、「2つ以上」に修正しております。
  - ・残業免除の「小学校就学前の子」について、他と書きぶりを合わせる修正をしております。
  - ・子の看護等休暇の「小学校3年終了」も「修了」へ修正しております。 なお、同休暇の取得事由の改正についても令和7年4月施行のため、 休暇名称の「等」及び当該文言も緑の背景にするのがよいと思います。

石井 裕崇(ishii-hirotaka), 2024-10-29T05:23:19.519

#### スライド 56

裕石0「介護離職防止のための〜強化等」は、雇用環境整備や個別周知等を含むものであるため、黄色枠の限定した記載に併せて追記しております。

石井 裕崇(ishii-hirotaka), 2024-10-29T05:02:22.167



# 9. Appendix (お役立ち情報)

- **裕石0** 介護休業は、介護両立制度等に含まないため、修正しております。 石井 裕崇(ishii-hirotaka), 2024-10-29T04:36:16.849
- **裕石1** 時点に関する表記修正をしております。※ほか2点同様 石井 裕崇(ishii-hirotaka), 2024-10-29T04:37:14.190
- **裕石2** 介護者、被介護者をわかりやすくするように修文しております。 石井 裕崇(ishii-hirotaka), 2024-10-29T04:37:35.428
- **裕石3** 初出が上の図でしたので、掲載位置を異動しております。 石井 裕崇(ishii-hirotaka), 2024-10-29T05:00:25.736
- 裕石4 40歳等の情報提供と同様、個別周知・意向確認のタイミングを記載しております。

石井 裕崇(ishii-hirotaka), 2024-10-29T05:01:08.194





**裕石0** 1つ前の改正法リーフレット案内ページに、今後、指針等を反映した リーフレットや就業規則の規定例の掲載を予定しているため、ページ名 称、URLを差し替えております。

石井 裕崇(ishii-hirotaka), 2024-10-29T04:57:13.708

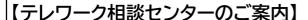
裕石1 育児と介護の間に「・」を追記。

差し替え後のリンク先ページには、改正法以外の情報も掲載しているため、「改正」を削除しています。

石井 裕崇(ishii-hirotaka), 2024-10-29T04:58:08.564







テレワーク導入・推進、 課題抽出・解決に向けて、 経験豊富なテレワークマネー ジャーがサポート!

#### 1社につき3回まで 無料コンサルティングを 受けることができます。

- ・テレワーク導入時の **就業規則**に関すること
- ・テレワーク時の労働時間管理に関すること
- ・テレワークに適した システムやICT機器に関すること
- ・テレワーク実施時の **情報セキュリティ**に関すること
- ・その他テレワークにおける 労務管理やICT活用に関すること

テレワーク相談センター
「労務管理」から「ICT活用」まで、テレワークに関するご相談に
企業のテレワーク導入に精通した相談員が対応します

エ
コリーダイヤル
0120-861009

専用アドレス
sodan@japan-telework.or.jp

相談センター来訪
(使事明予約)
住所は興節に用意

コンサルティングをご希望の場合はテレワークマネージャーをご案内します

労務管理・ICTのコンサルティング テレワーク導入を検討中の企業にテレワークマネージャーがサポート 無料で3回のコンサルティングが受けられます



1回目 現状把握

2回目 | 導入準備

3回目 | 導入後フォロー

コンサルティング:

https://telework.mhlw.go.jp/support/consulting/



3回まで

テレワーク最新情報はじめ、テレワークに関するあらゆるご相談に対応します!

Copyright© 2024 NSR All Rights Reserved

F

## 厚生労働省令和6年度 厚生労働大臣表彰輝くテレワーク賞 テレワークセミナー



https://kagayakutelework.jp/seminar/

開催回	日 程	開催方式	テーマ
第1回(済)	2024年07月11日(木)	オンラインセミナー	ウェルビーイング
第2回	2024年08月08日(木)	オンラインセミナー	育児·介護·病気
第3回	2024年09月17日(火)	会場開催(東京)	とにかくコミュニケーション
第4回	2024年10月10日(木)	オンラインセミナー	障がい者雇用を考える
第5回	2024年11月07日(木)	会場開催(大阪)	建設業でもテレワーク
第6回	2024年11月21日(木)	オンラインセミナー	DX時代のワークスタイルを考える
第7回	2024年12月19日(木)	オンラインセミナー	これからの採用
第8回	2025年01月16日(木)	オンラインセミナー	働く場所とは

Copyright© 2024 NSR All Rights Reserved

## テレワークで選ばれる企業になる!



社会保険労務士武田かおり

https://www.nsr-j.com Mail: kao@nsr-j.com

ご清聴ありがとうございました。

Convright© 2024 NSR All Rights Reserved